

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

区営住宅滞納使用料支払請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年1月21日

足立区長 近藤 弥生

区営住宅滞納使用料支払請求に関する和解について

足立区は、区営住宅滞納使用料支払請求について、下記により和解する。

記

1 相手方

新田二丁目アパート居住者の法定相続人2名

- (1) 東京都港区港南在住者
- (2) 東京都江東区有明在住者

2 和解の要旨

別紙和解契約書のとおり

以上

和解契約書

足立区（以下「甲」）、A（以下「乙」）及びB（以下「丙」）は、乙及び丙の母である被相続人Cが生前居住していた区営住宅（住宅名：足立区営新田二丁目アパート 号棟 号）に係る使用料滞納金（以下「本件滞納金」）に関し、次のとおり合意する。

- 1 乙及び丙は、甲に対し、連帯して、本件滞納金 67 万 5971 円のうち 33 万 7985 円を支払う義務があることを認める。
- 2 乙及び丙は、甲に対し、連帯して、前項の金員 33 万 7985 円を次のとおり分割して、毎月末日限り、甲に持参又は納付書を使用して支払う。
 - (1) 平成 31 年 3 月から平成 33 年 11 月まで 1 万円ずつ
 - (2) 平成 33 年 12 月 7985 円
- 3 乙及び丙が前項の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 2 万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、乙及び丙は、甲に対し、連帯して、第 1 項の金員 33 万 7985 円から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年 10.95%の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 甲、乙及び丙は、甲と乙、甲と丙との間には、本件に関し、本和解契約書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本和解契約書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名又は署名及び捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 月 日

甲：住所 _____

氏名 _____

乙：住所 _____

氏名 _____

丙：住所 _____

氏名 _____